



鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の概要

防犯カメラを設置するには条例を守る必要があります

防犯カメラは、犯罪の抑止力として、また、事件の解決につながる情報、証拠として効果があります。しかし、その効果が広く認知される一方、個人のプライバシーが侵害されていると感じる人もいます。防犯カメラの設置・運用にあたっては、撮影される人への十分な配慮が必要です。

鈴鹿市では、防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、「[鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例](#)」(以下「条例」という。)を制定し、平成29年4月に施行しました。

自治会や地域づくり協議会、商店街振興組合などで防犯カメラを設置しようとするときは、条例を遵守し、適切な設置と運用に努める必要があります。



1 条例の対象となる防犯カメラ

次の要件をすべて満たす防犯カメラが条例の対象です。

犯罪の予防を目的とする防犯カメラ

犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置される防犯カメラが対象です。

公共の場所に向けて設置する防犯カメラ

公共の場所とは、不特定多数の者が自由に利用し、通行する道路、公園、広場、ごみ集積所等をいいます。

録画装置を備える防犯カメラ

録画装置とは、HDD(外付けハードディスク)やSDカード等に画像を保存する機能です。



2 防犯カメラ設置者の義務と責任

どんな義務があり、何が必要なのか
必ず確認してください。



1 基本原則(条例第3条)

市民等*には、承諾なしに自分の顔や姿をみだりに撮影されない自由があります。防犯カメラの設置と運用、画像データの取扱いに関しては、そのことを十分考慮して、適切に行わなければなりません。



* 市民等とは、市内に居住する者、滞在する者、市内を通過する者をいいます。

2 設置運用基準の届出(条例第4条)

市、自治会等の地域的な市民活動を行う団体、商店街振興組合等が、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、画像データの取扱いに関する事項等を定めた「防犯カメラの設置及び運用に関する基準」(以下「設置運用基準」という。)を定め、市長に届け出なければなりません。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とします。



詳細は 15 ページ以降を参照してください。

3 管理責任者の設置等(条例第5条)

- ① 公共の場所に向けて防犯カメラを設置する者(以下「設置者」という。)は、防犯カメラの管理、運用を適切に行うため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かなければなりません。
- ② 管理責任者は、防犯カメラの操作を行うべき者(以下「取扱者」という。)を指定しなければなりません。
- ③ 管理責任者・取扱者以外の者は、防犯カメラの操作を行うことができません。

4 防犯カメラを設置していること等の表示(条例第6条)

設置者は、防犯カメラで撮影する区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること、及び設置者の名称を表示しなければなりません。

防犯カメラ作動中

設置者 ○○町自治会

5 設置者等の義務(条例第7条)

- ① 設置者、管理責任者、取扱者(以下「設置者等」という。)は、基本原則に則り、防犯カメラの適正な設置と運用を行わなければなりません。
- ② 設置者等は、設置運用基準を遵守しなければなりません。
- ③ 設置者等は、画像データから知ることができた市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のため使用してはなりません。設置者等でなくなった後も、同様とします。



6 画像データの適正な取扱い(条例第8条)

(1) 画像データの目的外利用・第三者への提供の制限(第1項)

設置者等は、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはなりません。ただし、次の場合を除きます。

- ① 画像データから識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合
- ② 法令又は条例に基づく場合
- ③ 市民等の生命、身体、財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

目的外に
利用しては
なりません



(2) 画像データの適正な管理に関する遵守事項(第2項)

設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流失、改ざんの防止、画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 画像データを複製し、印刷し、加工しないこと。
(正当な理由があるときは、この限りではありません。)
- ② インターネットに接続して運用している場合は、安全対策を万全にすること。
- ③ 画像データを記録した媒体(メモリーカード等)は、設置者等があらかじめ定める防護された場所(施錠のできる保管庫等)で厳重に管理し、(1)の場合を除き、外部に持ち出さないこと。
- ④ 規則で定める保存期間(30日以内)を経過した画像データは、消去、記録媒体の破砕、その他の方法で、復元できないよう適切に処理すること。

7 画像データの開示(条例第9条)

設置者と管理責任者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲内で画像データを開示するよう努めなければなりません。

本人以外の人
が映っている
場合はマスキ
ング処理をす
るなど、プラ
イバシーに配
慮してください。



8 意見等への対応(条例第10条)

設置者と管理責任者は、防犯カメラの設置と運用、画像データの取扱いに関して、市民等から意見等の申し出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

条例を遵守して、防犯カメラの
適切な設置と運用に努めましょう



3 防犯カメラの設置手順

目的, 設置場所, 管理運用方法等を十分検討し, 地域住民の合意を得ましょう。

1 事前調査

- 犯罪や事故が起きている場所や、地域で不安に感じている場所を調べます。
- 防犯上の死角になっている場所がないか確認します。

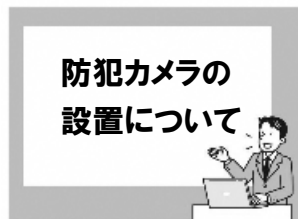
2 設置プラン作成

- 調査結果に基づき, 設置場所と撮影範囲を検討します。
- 設置費用・維持管理費用を確認, 検討します。
- 管理責任者と取扱者を決めます。
- 設置運用基準を作成します。



3 住民への説明

- 設置プランの内容を, 地域住民や関係者に説明します。
- 防犯カメラの必要性, 設置場所, 費用, 取り扱いルール等を具体的に説明し, 同意を得てください。



4 許可手続き

- 設置場所の所有者や管理者の同意, 許可を取得します。
- 電柱や NTT 柱に設置する場合は, 早めに管理者へ相談してください。
- 道路に設置する場合は, 事前に道路管理者へ相談してください。
※ 電柱等の管理者の連絡先は 40 ページを参照してください。

5 設置運用基準の届出

- 防犯カメラを設置する日の14日前までに, 設置運用基準(15~23 ページ参照)を作成し, 市役所(危機管理部交通防犯課)に提出してください。

6

設置工事



7 設置後の確認と表示

- 防犯カメラの作動状況と撮影範囲を確認します。
- 「防犯カメラ作動中」等の表示看板を設置します。

